

登別市病児保育事業設置・運営事業者公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

登別市病児保育事業は、児童が病気やけがで、集団保育等が困難な期間において、その児童を一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

当該業務の運営事業者の選定に当たっては、職員体制、利用児童の受入体制及び安全管理に関する方針等について審査することが重要であるほか、利用申込の受付方法、利用定員など利用者の利便性に資する取組とともに、より質の高い、安全・安心な病児保育を実施するため、民間事業者の創意工夫による安定的かつ効率的な業務運営がなされるよう、公募型プロポーザル方式によることとし、本要領はその応募手続き等について必要な事項を定めるものである。

2 募集する事業類型

児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業のうち、「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）に定める病児対応型及び病後児対応型とする。

なお、病児対応型・病後児対応型の両事業類型の実施を推奨するが、どちらか一方の事業類型とする提案を妨げるものではない。

3 実施地域

登別市内

4 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設とし、事業者により準備すること。

5 実施期間

(1) 令和9年度（事業開始日については、市と事業者の協議による）。

ただし、令和10年度以降の契約については、市と事業者との間で随意契約に係る協議を実施し、予算の成立をもって決定する。したがって、本公募型プロポーザルについては、令和10年度以降も継続して事業を行うこと

を前提に提案すること。

- (2) 前項に関わらず、市は事業者の事業実施状況及び社会情勢の変動等により改めて事業者を選定することができる。その場合、市は事前に事業者に通知するものとする。

6 事業概要

本事業の概要は以下のとおりである。

(1) 利用定員

事業類型ごとに3人を推奨するが、どちらか一方の事業類型を実施する場合は6人を推奨する。

(2) 対象児童

対象児童は、原則、認可保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設・放課後児童クラブに在籍しており、市内に住所を有する、または、保護者が市内の事業所等に就労している市外に住所を有する生後6か月から小学校6年生までの児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 病児

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の就労等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童

イ 病後児

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の就労等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童

(3) 利用時間

午前7時15分から午後6時15分を推奨する。

(4) 実施日

原則として次に掲げる日を除く日とする。ただし、必ずしも開所を妨げるものではない。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(5) 利用料等

事業者は、病児保育事業を利用する保護者から、利用料として次に定める額を徴収するものとする。

また、事業者は、事業実施に必要な経費の一部として、事業の利用に際し
要した医療費、移送費、食費等の実費を保護者から徴収することができる。

利用者	利用料
登別市内に住所を有する児童	1, 500円／日
登別市外に住所を有する児童（登別市内の事業 所等で保護者が就労している場合に限る）	2, 500円／日

（６）利用料の免除

ア 利用者からの申請により、次に掲げる世帯に該当するときは、病児保育
事業の利用料を免除することができる。

（ア）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯

（イ）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律（平成6年法律第30条）による被支援世帯

（ウ）前年度分の市町村民税が非課税の世帯

非課税世帯とは、前年度分の市町村民税が、申請者とその配偶者
（婚姻の届出を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情
にあるものを含む。）のいずれも非課税である世帯をいう。

（７）医療機関との連携

ア 医療機関ではない施設が実施する場合は、日常の医療面での指導助言
や、容態が変化した場合の診察を行う指導医を確保すること。

イ 指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係
において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行う
こと。

7 業務内容

本事業の業務内容は、別紙「業務委託仕様書」及び「病児保育事業の実施に
ついて（令和6年3月30日こ成保第180号）」によるものとする。

8 業務に必要な人員

業務に必要な人員は、次の各号すべてを満たすこと

（１）看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）

事業類型ごとに1人以上（利用児童おおむね10人につき1人以上）

（２）保育士

事業類型ごとに1人以上（利用児童3人につき1人以上）

- (3) 利用者数に関わらず、開所時間中は、看護師等及び保育士は各1人以上常駐すること。ただし、利用児童がいない時間帯において利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、その限りではない。
- (4) 業務責任者を配置し開所時間中に常駐することを原則とする。ただし、(1) 及び (2) の職員と兼務を妨げない。また、開所時間帯に利用者がいない場合、業務責任者と連絡が取れる状況であれば常駐についてはこの限りではない。

9 施設等の要件

施設等の要件は、次の各号すべて満たすこと。

- (1) 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、必要な物件（用地、建物等）は事業者において準備すること。
- (2) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ安静室又は隔離室を有すること。
- (3) 調理室を有すること。なお、食事の提供は、事業者が運営する施設等で調理された給食を外部搬送により提供することを妨げない。
- (4) 保育に必要な備品、遊具、消耗品、設備等の一切は事業者において準備すること。
- (5) 病児・病後児の養育に適した十分な事故防止及び衛生的配慮がなされていること。
- (6) 保育室の面積は利用定員1人あたり1.98㎡以上とすること。また、安静室又は隔離室は利用定員1人あたり1.65㎡以上とすること。なお、面積は内法有効面積とする。
- (7) 建物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令や通知等に適合したものであること。
- (8) 既存物件を活用する場合は、次の事項すべてを満たすこと。
 - ア 建築基準法第7条第5項に規程する検査済証が交付されていること。
 - イ 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築

された建物であること。それ以前に建築された建物にあっては建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。

ウ 自法人が運営する施設内に設置する場合は、法人の責任において、設置による影響（建築基準法や国庫補助金の返納）等を調査し、対応策を検討すること。

10 委託料・補助金等（予定）

次の補助金等は、予算の範囲内で実施する。国や北海道の補助金等を前提としているため、その状況によっては金額等が変動する場合がある。なお、予算については議会の議決を要するところであるため、確保を保障するものではない。

（1）開設準備経費に対する補助金等

施設整備費に対する補助は、国の交付要綱等に基づき、登別市が交付する。今後、国・北海道からの通知や本市の事情等により、変更となる場合がある。

ア 建物を新たに創設する場合

①対象となる補助金…子ども・子育て支援施設整備交付金

本体工事費（※1）	
補助率	国 3/10、北海道 3/10、市 3/10、事業者 1/10

（※1）土地の買収、整地、外構工事に要する費用及び事前協議時に必要な設計費用は対象外

②対象となる補助金…子ども・子育て支援交付金

普及定着促進費（開設準備経費）	
補助率	国 1/3、北海道 1/3、市 1/3

イ 賃借物件において整備する場合

①対象となる補助金…子ども・子育て支援交付金

普及定着促進費（開設準備経費）：改修費・礼金及び賃借料	
補助率	国 1/3、北海道 1/3、市 1/3

※施設整備を行う場合の契約は、競争入札によることを基本とし、事業者において市が行う公共事業の扱いに準じること。また、国庫交付金等の内示以前に契約した場合は、補助対象外となることに留意すること。

(2) 運営に関する委託料

委託料：「子ども・子育て支援交付金」による基本分及び加算分のうち該当分の基準額の範囲内において、市と受託候補者として選定された事業者との協議により算定する。

11 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 本市内に社会福祉施設または特定教育・保育施設を有する社会福祉法人及び学校法人、市内に医療機関を有する医療法人及び独立行政法人。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正または再生手続等を行っていないこと。
- (4) 応募時点において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

12 応募条件

(1) 法令等の遵守

病児保育事業を実施するに当たり、以下の法令及び条例、関係規定の基準を満たしていること。

ア 児童福祉法及び関連政省令

イ 子ども・子育て支援法及び関係政省令

ウ 病児保育事業実施要綱（令和6年3月30日こ成保第180号）

エ 子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日成事第453号）

オ 子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日成事第481号）

カ 建築基準法

※その他事業を実施するに当たり必要な法令等を遵守すること。

(2) 事業所の用地

事業所用地については、次の要件を全て満たしていること。

ア 農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法、文化財保護法、その他土地に係る法的規制について、関係機関と事前に協議を行い、事業計画又は土地開発行為の実現性を確認したものであること。

イ 抵当権等施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと、又はその権利の抹消が確実であること。ただし、当該事業を実施するための施設整備に伴う、抵当権の設定はこの限りでない。

ウ 用地を賃借し、建物を設置（所有）する場合は、事業の存続に必要な期間の借地権（賃貸権又は地上権）を設定し、これを登記している、又は登記が可能であること。

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）、又は土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）でないこと。

(3) 建物

建物については、次の要件を全て満たしていること。

ア 建物を新たに創設する場合

①整備に必要な物件（用地・建物等）は応募者において準備すること。

②可能な範囲において省エネルギー、省資源や周辺環境保全に配慮すること。

③建物においては建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令や通知等に適合すること。

イ 賃貸物件において整備する場合

①事業開始に支障のない時期までに賃借が可能となる物件で、当該物件の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること（ただし、転貸物件は不可）。

②検査済証の写しを提出できること。

（ア）建物を改築・改修をしている場合は、改築・改修後の検査済証の写しを提出すること。

(イ) 検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書を提出すること。

③新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。(昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震診断において問題がない建物であること又は、耐震補強工事実施済みであること。)

④建築関係部署、消防関係部署、保健所等に対して、届け出なければならない事項があるか事前に確認すること。

ウ 共通事項

①保育に必要な備品、遊具、消耗品、設備等の一切は応募者において準備すること。

②病児・病後児の保育に適した十分な事故防止及び衛生的配慮がなされていること。

13 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール (予定)

スケジュールは次のとおりであるが、プレゼンテーション等の日程については、変更となる場合もある。

項目	期日又は期間
案件公表 (公告)	令和8年7月22日 (水)
質問書の提出期間	令和8年7月22日 (水) ～7月29日 (水) 正午必着
質問の回答	令和8年7月31日 (金)
企画提案書類の提出期限	令和8年8月12日 (水) 午後5時必着
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年8月21日 (金) ※予定
結果通知	令和8年8月24日 (月) ※予定
契約予定時期	※別途協議による

(2) 配付資料

ア 企画提案提出書【様式1】

イ 事業者の概要【様式2】

ウ 開設資金収支計画書【様式3】

エ 事業運営資金収支計画書【様式4】

オ 物件調書【様式5】

カ 病児保育事業運営計画書【様式6】

キ 辞退届【様式7】

ク 質問書【様式8】

※配布場所：登別市保健福祉部こども育成グループ

※登別市公式ウェブサイト内より入手可。

(3) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式8】を提出すること。

口頭による質問は不可とする。

ア 受付期間

令和8年7月22日(水)～令和8年7月29日(水) 正午まで(必着)

イ 提出方法

原則としてメールにより担当グループへ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当グループへ電話連絡すること。

質問提出先アドレス：child@city.noboribetsu.lg.jp

ウ 回答方法

質問書を提出した事業者にメールで回答するほか、市公式ウェブサイトに掲載する。

(4) 企画提案書類の提出

企画提案資格者は、企画提案書類をアの提出期限までにイの提出書類を作成し、提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年8月12日(水) 午後5時まで(必着)

イ 企画提案書類

別紙1「企画提案書類について」参照。

ウ 提出方法

担当グループ窓口へ持参又は郵送により提出するほか、電子メールにてデータを提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当グループ窓口による受付は午前9時から午後5時までの間

(土・日・祝日を除く。)

エ 申請受理票

企画提案書類の受理後は、申請受理票を交付する。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア プレゼンテーション及びヒアリングの実施日は令和8年8月21日(金)を予定し、正式には後日通知する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション	20分
質疑応答	30分
合計	50分

ウ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む3名以内とする。

エ 説明内容については、提出した企画提案書類をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

オ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

カ プレゼンテーションの順番は、企画提案書類の受理順とし、指定した開始時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

キ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

(6) 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

ア 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。

イ 本プロポーザルの評価検討は、市が別に定める「登別市病児保育事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。なお、委員会は非公開にて行う。

ウ 評価項目及び配点は、別紙2「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀

提案者とする。

エ 最低基準点は90点×委員数とする。

オ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。

カ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。

キ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

(7) 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載がある場合

イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

ウ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求める等の不正な接触をした場合

エ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合

オ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合

カ その他本実施要領に違反した場合

(8) 契約の締結

ア 優先交渉権について

①プレゼンテーション及びヒアリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。

②最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(9) その他

ア 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

イ 本市が受領した提出書類については、返却しない。

ウ 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で利用できるものとする。

エ プロポーザルの結果（参加業者名及びその総合評価点数）は、原則公開するものとする。なお、提出された企画提案書等については、登別市情報公開条例及びその他関連する条例または規則等に基づき取り扱う。

オ 1事業者当たりの企画提案は、1件までとする。

カ 企画提案書を提出した後であっても、プレゼンテーション実施日の3

日前までに辞退届【様式7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

14 その他留意事項

- (1) 申込みにあたり整備計画や資金計画等を十分に考慮し、理事会等において承認を受けておくこと。
- (2) 事業の実施に当たっては、市の子育て支援施策を理解し、連携・協力の上進めること。
- (3) 事業内容については、市と協議の上で変更する場合がある。
- (4) 本実施要領により設置運営事業者として選定された後に、病児保育事業の認可・確認手続きが別途必要となる。
- (5) 提出書類に不足がある場合には失格となることがあるので、必ず提出前に確認すること。
- (6) 審査に際して、必要に応じて別途書類の提出を求める場合がある。
- (7) 提出書類の内容に事実と反する記載があった場合は、失格若しくは決定を取り消すことがある。
- (8) 提出資料は選定以外の目的で使用することはない。
- (9) 本件提案について、市の関係職員へ接触することを禁止する。
- (10) 提出書類は提出後の差し替え、資料の追加等は認めない。
- (11) 提出書類は返却しない。
- (12) 提出された書類は、登別市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- (13) 市が必要と認める場合は、応募事業者の名称及び提案内容の一部（個人情報等を除く）を公開することがある。
- (14) 本募集に関し必要な経費は、全て応募事業者の負担とする。
- (15) 企画提案書提出後に辞退する場合は、すみやかに辞退届【様式7】を提出すること。

15 問い合わせ先

登別市保健福祉部 こども育成グループ 担当：井口
住所：〒059-8701 北海道登別市中央町6丁目11番地
電話：0143-85-5634（直通）
メールアドレス：child@city.noboribetsu.lg.jp

別紙 1 企画提案書類について（要項 1 3（4）イ関係）

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

（1）共通事項

ア 企画提案書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とする。

イ 企画提案書類を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

（2）提出部数は、次に掲げるとおりとする。

ア 原本（企画提案書類一式）：1 部（片面印刷A 4 フラットファイル綴じ）

イ 副本（企画提案書類一式）：1 部（両面印刷）

（3）次の書類を一式とする。なお、以下で示した資料をNo. 1 ～ 6 の順に通して頁番号をふり、項目ごとにインデックスをつけること。

【提出書類一覧表】

No.	提出書類	備考
1	企画提案提出書【様式 1】	記名の上、提出すること。
2	事業者の概要【様式 2】	法人の定款又は寄付行為、組織図、代表者の履歴書、法人の沿革・概要がわかるパンフレット等、直近 3 か年分の決算書を添付すること。
3	開設資金収支計画書【様式 3】	
4	事業運営資金収支計画書【様式 4】	
5	物件調書【様式 5】	施設の平面図、配置図、位置図、現況の写真（新築の場合を除く）、検査済証（新築の場合を除く）、耐震診断報告書（新築の場合を除く）を添付すること。
6	病児保育事業運営計画書【様式 6】	「別紙 2 評価項目及び配点について」の評価項目を参照の上、記載すること。

別紙２ 評価項目及び配点について（要項１３（６）ウ関係）

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

登別市病児保育事業 選考基準表		
評価項目	評価内容	配点
様式３ 開設資金収支計画書、様式４ 事業運営資金収支計画書		
運営	・資金計画は適切か	15
	・総合的にみて継続的に安定した経営が見込めるか	
	・施設規模、事業内容に見合った事業費となっているか	
様式５ 物件調書、様式６ 病児保育事業運営計画書		
施設の状況	・立地は市全域を対象とした場所として適切か	25
	・交通の利便性はどうか	
	・病児を預かるのに相応しい環境に配慮された設計になっているか	
	・定員に見合った施設規模となっているか	
	・実施施設は長期的な運営が見込めるものとなっているか	
様式６ 病児保育事業運営計画書、ヒアリング		
１ 動機・理念	・応募理由が明確であり、事業に対する意欲や熱意はあるか	10
	・保育及び看護の方針が確立されているか	
２ 連携	・医療機関等との連携体制の構築に関する取り組みはされているか	10
３ 職員配置計画	・事業を確実に運営できる人員配置計画となっているか（職員の急な体調不良等、緊急時にも対応可能な体制になっているか）	15
	・職員の確保（採用計画や離職対策等）や育成（研修等）に関する取り組みがされているか	
４ 事業の運営方針	・事業類型は市の推奨する類型と比較して適切か	30
	・定員の設定は市の推奨する人数と比較して適切か	
	・児童の健康管理やよりよい保育環境の確保が示されているか	
５ 安全対策	・施設における感染症対策、衛生管理、SIDS、非常災害対策が適切になされるか	20
	・児童の容体急変時の対応、保育上の事故発生時の対応と予防体制は適切であるか	
６ その他	・児童虐待対応等における関係機関との連携は適切か	15
	・保護者との情報交換（緊急時の連絡体制を含む）に関する対応は適切か	
	・開設予定日、開設までのスケジュールは適切か	
７ 創意工夫	・子育て支援施策として効果的な事業の提案がされているか	10
	・予約システムの導入や送迎対応など、利用者の利便性が考慮されているか	
合計		150

※審査の結果、同点の者があった場合は、「様式６ 病児保育事業運営計画書、ヒアリング」の評価項目１～７の合計点が高い者を最優秀提案者とし、なお同点の場合は、同評価項目のうち、１つの評価内容で配点を１０点としている内容の合計点が高い者を最優秀提案者とする。